

市民活動交流拠点地区地区計画の変更（春日市決定）

当初決定告示年月日 平成 4年12月21日（春日市告示第 98号）
最終変更告示年月日 令和 7年 4月 1日（春日市告示第108号）

名 称		市民活動交流拠点地区地区計画
位 置		春日市大谷6丁目地内
面 積		約6.8ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本区域は本市のほぼ中央に位置し、当初計画決定に基づいて、ふれあい文化センター、市民図書館、総合スポーツセンター、多目的グラウンド、テニスコート、温水プールなどが整備されており、市民の文化・スポーツ活動の拠点として集約的に利用されている。また、市内の福祉施設などを移転集約し市民活動と交流の活性化につながる新たな複合施設の整備が計画されている。 こうした施設が集約・連携し文化・スポーツ・福祉の枠組みを横断しながら市民の活動交流を促進する拠点として、快適で安全な都市空間、都市環境を形成することを目標とする。
	土地利用の方針	本地区は、新しい都市文化並びに健康な余暇文化を育み、併せて市民交流を通じ健全な地域社会と地域文化の創造に寄与する為、文化・スポーツ・福祉施設の充実を図る。
	建築物等の整備の方針	文化・スポーツ・福祉施設を中心とした市民活動と交流を促進する拠点を形成するため、建築物等の用途の制限を行う。 快適な界限空間を創出するため、建築物の意匠は地区特性に配慮した親しみやすいものとする。
地区整備計画	建築物等に関する事項	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 店舗、飲食店、劇場、映画館又は観覧場で、その用途に供する部分（劇場、映画館又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席部分に限る。）の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの 2 床面積の合計が10,000㎡を超える病院 3 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの 4 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの 5 ホテル又は旅館 6 カラオケボックスその他これに類するもの 7 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 8 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 9 自動車教習所 10 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。） 11 倉庫業を営む倉庫 12 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 13 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の床面積の合計が50㎡以内のものを除く）

「区域は計画図表示のとおり」